



ZENBUTSU

全仏

No.
597

仏暦2557年3月
[2014年]



平成26年全日本仏教会新年懇親会

目次

- 審議会・委員会から答申書と報告書を受けて……………2
全日本仏教会理事長 **小林 正道**
- 第30期総務財政審議会答申書……………2
総務財政審議会 委員長 **芙蓉 良英**
副委員長 **中嶋 英見**
- 第30期社会人権審議会答申書……………3
総務財政審議会 委員長 **伊藤 謙允**
副委員長 **山北 光彦**
- 第6回理事会開催報告……………6
- 新年懇親会を開催……………6
- 花まつりポスター 好評頒布中!……………8

公益財団法人



全日本仏教会
WFB (世界仏教徒連盟) 日本センター

審議会・委員会 から答申書と 報告書を受けて

全日本仏教会理事長

小林 正道

第三十期 総務財政審議会答申書

総務財政審議会

委員長 芙蓉 良英
副委員長 中嶋 英見

平成二十四年四月に第三十期が

スタートして間もなく、本会の現況を踏まえ、三つの審議会に対して、それぞれ諮問をさせていただきました。特に今期は中間答申を提出いただきました。各審議会委員におかれましては、ご法務ご多忙のなか、二年間に亘り、懇切丁寧にご審議いただき誠にありがとうございます。心より御礼申し上げます。また、宗教教育推進委員会からも、今期の中間報告書及び報告書を提出いただき、御礼申し上げます。

提出いただきました三つの審議会からの答申書と、宗教教育推進委員会からの報告書が、第三十一期の事業に反映され、加盟団体のさらなる結束と、一般社会に対しての仏教への理解が進むことを、切に願っております。

今期の総務財政審議会では、小林正道理事長からの諮問事項二点について九回にわたり会議を開催し、慎重に審議を進めてまいりました。ここに以下の通り答申いたします。

第三十期 総務財政審議会

諮問一 「公益財団法人」としての事業展開と方向性について

当財団は、伝統仏教界唯一の連合組織として定款第二章の「目的及び事業」を推進している。公益財団法人としての成立要件である、不特定多数の方々の利益に供する公益目的事業比率は、平成二十四年度で八七・五％を確保している。当財団は、伝統仏教界の連合組織として結成され、国民に関わる問題について、仏教界の立場から発信、要請してきた経緯がある。例えば、信教の自由や政教分離の問題、東日本大震災被災地に関する問題など時局に関わる問題について政府各省庁に対する各種の要

請活動事業などがそれである。

また、当財団が伝統仏教界の活動を社会に周知する事業や、加盟団体や関係諸団体の活動を情報集約し発信する事業、或いは当財団と加盟団体・関係団体で共同して行なう事業を社会へ発信する事業なども主要な事業である。

さらには、加盟団体とも交流のある各政党や、当財団の賛助会員・仏教懇話会員の国会議員との交流や意見交換の場の設定は、相互の立場や考えを深く理解することができ、有意義な事業となつている。次年度以降は、これらの事業を実施後、事業費と事業の効果を勘案し、次の事業の実施に活かすための工夫と中長期的な展望をもつて事業を進めていく必要がある。今後、継続してきた各種の事業を精査し、時代の要請に因應するために事業の統廃合や新たな事業へ転換することが望まれる。

諮問二 本会の財源確保について
諮問一の公益財団法人としての

事業展開と方向性を踏まえて、事業を推進していくため、必要な財源を確保することは、当財団にとって緊急の課題である。

現在、加盟団体に協力いただいている負担金は、十六年間据え置かれている。

各加盟団体の現状は、例えば宗派予算においては伸び悩みや頭打ちが、年度ごとに深刻になっていく。また、都道府県仏教会でも近年進められてきた市町村合併が地域仏教会の合併とはならず解散するところもあり、会費収入の減少が都道府県仏教会の弱体化につながっている。これらの要因として、日本の経済状況と少子高齢化、寺院の行事への不参加、葬儀や法事を縮小したり取りやめたりする人々の増加など多くの問題が想起される。

伝統仏教界の連合体である公益財団法人として事業推進を行なうためには、諮問一の答申である事業の精査と、それに伴う事業の継続・統廃合・新規開始等を踏まえた上で、加盟団体の理解と協力のもと、次期の当審議会での負担金の見直し作業が進められることが望まれる。

併せて、伝統仏教界を理解される個人、団体を紹介、仲介をいたし、賛助会員を増やすなど、負担

金以外の収入を増やす努力も望まれる。以上

第三十期 社会人権審議会答申書

社会人権審議会

委員長 伊藤 謙允
副委員長 山北 光彦

今期の社会人権審議会では、理事長諮問二項目について、七度に亘る協議を行ない、各加盟団体の意見を尊重し慎重に審議を進めてまいりました。ここに理事長諮問について以下の通り答申いたします。

第三十期 社会人権審議会

諮問一 「政教分離」と「信教の自由」について

第二十九期社会人権審議会諮問「靖国神社への首相及び閣僚の公式参拝中止の要請について」において答申として提出した内容は、いくつかの課題が残されているとの指摘をいただいている。一点目は、本会として首相及び閣僚が靖国神社を参拝されることが「政教分離」と「信教の自由」の原則に抵触するとの主張を改めて確認の上、本主張を堅持するとしながら

も、要請文提出については各伝統仏教団の政治との関わり方を考慮の上、現代世論に対して説得力のあるものを作成しなければならぬとされている。（※第二十九期社会人権審議会答申参照）

今期については、二〇一二年八月八日に野田首相宛に提出した要請文については、二〇一〇年より継続的に首相及び閣僚が靖国神社へ参拝されなかったことを評価する内容であった。（※但し、本要請文提出後、松原仁国家公安委員長と羽田雄一郎国土交通大臣の二名が靖国神社を参拝し、同八月二十四日に抗議文を野田首相宛で提出した）

続いて、民主党から自民党へ政権移行後、四月の例大祭の際に閣僚が複数名靖国神社を参拝したことで、二〇一三年五月十日に急遽、安倍首相宛へ抗議文を提出した。

この抗議文については、政権移行後、新閣僚に対して参拝中止要請をせずに抗議文提出に至ったことや、内容の中心が憲法解釈について触れる文章であったため、一部一般の方々に東アジア情勢に関わる外交問題と混同し、本会の本来訴えるべき本質を誤解されて捉えられたこともあり、必ずしも第二十九期答申の現代世論に対して説得力のあるものとはならなかったと考える。

こうした点を踏まえ、二〇一三年八月五日に安倍首相宛に提出した要請文については内容を私たちの主張が一層明確に伝わるよう刷新し、まずは全ての戦争犠牲者に対し丁重な追悼供養を行なうという旨を説明した上で、宗教者として各ご遺族が真実と仰ぐ宗教によって供養を行なうべきであるという内容に変更した。

以上が第三十期に行なった靖国神社に関する主な要請活動であるが、要請文提出の理由である「政教分離」「信教の自由」の精神は、私たち宗教者にとって極めて重大な問題であり、今後も継続的に主張を行なっていく必要があると考える。しかし、今期においても、

要請文の提出がマスコミにより報道されると、本会に対し非常に多くの意見や批判が寄せられたが、殆どの方は本会の主張する意図を理解しておらず、本会の主張を靖国神社の存在理由に重ねあわせ、首相及び閣僚の参拝に反対するといった内容のままでは、一般の方々には外交問題や主義思想の問題と誤解して捉える傾向が強いと言えよう。

今後、こうした要請文提出活動を継続していくのであれば、参拝に反対する理由だけではなく、全ての戦争犠牲者に対しての尊崇の念を強調した上で、強く社会に対し本会の主張を広報する必要があると考えられる。また、こうした要請文の提出が一般国民の意識と乖離しているのであれば、「政教分離」「信教の自由」の精神を他の方法で訴える手段も模索することも併せて考えなければならぬ。

次に、「政教分離」「信教の自由」の法律解釈について、第三十期第五回社会人権審議会に大石眞（京都大学大学院法学研究科教授）氏を招聘し、委員への講義を行なった。※第五回社会人権審議会報告

書参照

大石氏は講義の中で、まず政教分離原則を法律に取り入れている諸外国の場合、宗教排他のための法律ではなく、国家が宗教に対し中立的な立場であることを目的とした法律であり、日本の場合も憲法第二十条に「特定の宗教教義に基づく教育をしてはならない」と明記されている通り、様々な宗教団体に対して、国家が中立であれば良いという法律解釈がなされている。しかし、多くの国民は宗教排他の精神と誤解した解釈をしているのは事実であろう。

一方、「信教の自由」の解釈については基本的人権の理念から発展したもので、「政教分離」と相對するものである。これによって首相及び閣僚という公職に就く者であつても葬儀等の宗教行事への参列については国民の一定の理解を得ていると言えよう。また、刑務所や病院等の公的機関においても収監者または患者の人権に配慮した形で宗教行事を取り入れている。これらの点から、日本の場合「政教分離」について、多くの国民が解釈を誤解していることは大きな問題ではあるが、現在の日本国家

並びに公的機関の多くはこの「信教の自由」を遵守している点を付け加えると、実は日本国憲法及びその解釈が宗教尊重の立場であるということ念頭におかなければならない。

その上で、首相及び閣僚の靖国神社参拝問題は、宗教に対して中立的ではなく、「政教分離」の観点から見て公職者が靖国神社のみへ参拝することは大きな問題と言えよう。同時に「信教の自由」の観点があるからこそ参拝が可能となるという見方もあり、要請文においてこの二つを主張しながら参拝中止を求めることは法律解釈上違和感があるものだと言える。

以上のことから、特に解釈に齟齬が生まれやすい「政教分離」の主張に対しては、私たち宗教者がそれぞれ別の教義や知識を一般の方々に浸透させ、宗教に対しての理解や過去の歴史に対しての知識を広めてこそ、主張の本質が理解できるものであり、国家への折衝だけではなく広報や教育等、複合的な啓蒙活動が必要であると考える。

また、首相及び閣僚の靖国神社参拝問題については、現代日本の

実情からして既に信教の自由は遵守されており、法律解釈上相對する「政教分離」と「信教の自由」を同時に訴えることが困難であるということ踏まえると、「政教分離」に絞った要請に変更することや、逆に仏教施設での戦没者供養にも参加するよう呼びかける内容にする等、現代社会に合った国民に理解されやすい活動を模索する時期にきていると考える。

いずれにしろ、中間報告で記載したとおり、本会がこれら二つの主張を行なうことは非常に重要な活動であり、どのような形であれ今後も継続的に主張は続けていく必要があると考える。

諮問二 仏教界としての危機管理について

第三十期社会人権審議会諮問にも記載されているとおり、二〇一一年三月十一日に発生した東日本大震災で注目を集める「寺院の危機管理」は、災害対策も一つの大きな課題と言えるが、この寺院の危機管理は現代社会において多岐にわたっており、喫緊の課題が多い。第二十九期においては、シンポジウム形式で布施の料金定額化

問題や、加盟団体顧問弁護士連絡会を通して寺院の不活動法人問題等が話し合われたが、こうした問題は仏教界全体の問題であり、各加盟団体の包括法人と被包括法人が連携して対応しなければならぬと考える。

既に中間答申で報告したとおり、前期の社会人権審議会においては東日本大震災に伴う放射能被害による人権侵害、過去帳閲覧による人権侵害の問題や、国税通則法改正の問題が協議された。諮問二については、それらを踏まえ以下にその詳細を報告する。

① 東京電力福島第一原子力発電所事故をめぐる課題について

本会では現在まで「シリーズいのちと原子力」と題したシンポジウムを二度開催している（第一回原子力発電とは平成二十四年八月一日開催 第二回放射能被害とは平成二十五年三月八日開催）。本シンポジウムでは東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故はどのような経緯で発生し地域を汚染したのか、また、漏洩した放射能による人体への影響として内部被ばく問題を取り上げ、

今後風評による差別といった人権侵害に対し仏教界も取り組みが必要である点を危機管理の観点から意識を高めた。

また、当該地域の寺院に関連する問題として、復興庁のとりまとめた福島復興再生基本方針について、意見募集の段階から一貫して「祭りなどの地域の伝統・文化の継承」を訴え、復興再生の為の施策から「宗教文化」をはずすことへの内容提言を行なった（意見募集期間…平成二十四年六月二十日～七月三日）。しかし当初の復興庁からの回答は、あくまで文化・観光の再生の観点でしか取り扱うことができないというもので、平成二十四年七月十三日に閣議決定された。

これを受け、平成二十四年八月八日、野田首相と平野復興大臣（当時）に対し要望書を提出。他、福島復興再生に係る国会議員九名に対し個別に陳情を行ない、閣議決定後ではあるが、運用の面で地域に根づく宗教施設や宗教儀式を復興対象から排除することのないよう強く要請を行なった。（平成二十四年八月十七日、復興庁統括官より、宗教施設であつても直

ちに国の復興支援の対象外とするのではなく、地域の伝統文化、コミュニティの観点から実質的に判断するとの補足回答が送られてきている。）

被災地では、未だ復興の道筋すらつかない地域も多く、こうした場所に存在する寺院や、そこに住む人々が取り残されることなく復興を果たせるよう、今後も国家の施策に対して留意し、必要があれば政府等の行政機関へ陳情や要請を行なっていくことが重要と考える。

② 国税通則法改正による寺院への影響

平成二十五年一月一日より施行された新国税通則法は、税務署員の調査権が強化され、非違の疑いがある場合の無通告検査や提出書類の税務署への留置き、提出書類を拒否した場合の罰則にも触れる内容となつている。特に、過去帳や檀信徒名簿などの個人情報を含む書類についても提出を迫られた場合、これを拒むことができない点も明記されていることが大きな問題となつた。

本件については、平成二十四年

度加盟団体顧問弁護士連絡会において石村耕治白鷗大学教授とその対応について話し合われ、プライバシーに関する機微情報は例え守秘義務がある調査官にも明かすことは許されず、こうした知識を加盟寺院に対して包括法人が指導をすることが重要である旨が確認された。

今期社会人権審議会でも、寺院の危機管理対策の一環として、特に、過去帳においては閲覧禁止スレッカー等を用い、加盟寺院に対し決して外部への閲覧を許可しないよう各加盟団体に対し引き続き呼びかけていく方針であり、課税強化対策と共に取り組んでいく必要があると考える。

③ 今後の危機管理対策

今期社会人権審議会において諮問二に対し以上の内容が報告・協議されたが、前述の通り「寺院の危機管理」対策はこれが全てではなく、時局により様々な対応に迫られる点を考慮しなければならぬ。実際危機が起こった場合の対策として、政界との関係強化の案も意見として出されており、本会の仏教懇話会を中心とした国会議

員との通常時の関係を密接にすることも重要で、有事の際は行政への陳情等がスムーズにいくよう準備することも危機回避対策として非常に重要であると考ええる。

その他、今後起こりうる事態を想定して各委員からは以下のような仏教界の危機管理対策の案が挙げられた。

・今期開催した新出生前診断を取り上げた講演会のような生命倫理問題や人権的見地から死刑制度問題等にも継続して取り組んでいく必要があるだろう。こうした社会問題に対し対応を怠ると宗教離れを助長してしまう可能性もある。

・僧侶の不祥事問題については、子弟教育の方法も含めて検討を行なう必要がある。僧侶の道念と資質を高める対策は、各宗派はもとより、仏教界全体に亘る危機回避の重要な対策となる。

今後は、本会加盟団体に危機管理の重要性を認識していただき、各所属寺院への指導や研修会等を通して、所属の寺院・僧侶と共にその対策について考え、対策を実際に実行していくことが重要である。

以上

第六回理事会 開催報告

大蔵経テキストデータベース運営支援、 平成二十六年収支予算等を承認

一月二十八日午後一時より、東京・明照会館四階第一会議室において、第六回理事会を開催した。理事十七名監事三名が出席し、定款に従い小林正道理事長が議長となり、議事を進行した。

〈議案〉

第一号【大蔵経テキストデータベース運営支援第三フェーズについて承認を求める件】

下田正弘大蔵経推進会議議長が資料に基づき説明をした。下田氏は、大蔵経テキストデータベース運営支援第三フェーズ（Ⅱ大蔵経研究推進会議第二期事業）では、図像部のデジタル化、主要經典を中高生にも理解できるように和訳をしたうえで社会に向け発信、日本各宗派の典籍を掲載するための調査実施、等を行いたいと述べた。

それに対し理事からは「若い人たちに仏陀の教えを伝えていかなければと思っている。本会の何よりすべきことであると思う。」「永続的となると各団体かなりの負担になる。財政的なことについて本会での議を望む。」「宗派ではこの事業を臨時費で組んでいる。継続事業とするならば、どこかのタイミングで負担金に組み入れたほうが良い

のではないか。」等の意見が出された。審議の結果、負担金への組み入れ等については今後さらに検討を加えることとし、当該事業を支援することを全会一致で承認した。

第二号【平成二十六年事業計画(案)について承認を求める件】

第三号【平成二十六年収支予算(案)について承認を求める件】

第四号【評議員選定委員会委員の選出について承認を求める件】

以上三件につき、審議の結果全会一致で原案の通り承認した。

〈協議事項〉

第一号【平成二十五年予算執行状況について賛同を求める件】

審議の結果、全員より賛同を得た。

第二号【機関誌「全仏」六百号記念刊行について】

加久保広報文化部長が、加盟団体所属の全国約七万カ寺へ届けることを目的に機関誌「全仏」六百号を発刊したい旨の説明をした。また併せて、同誌の発送協力を加盟団体に依頼すること、並びに各理事からも加盟団体に働きかけをすることに理解と協力を求めた。審議の結果、全員より賛同を得た。

〈報告事項〉

第一号【各担当理事からの現況報告】

第二号【財団創立六十周年記念事業準備委員会の進捗状況について】

第三号【各部報告】

新年懇親会を開催 四百五十名の方が集う

理事会開催同日の午後五時三十分より、ザ・プリンスパークタワー東京地下二階コンベンションルームFGにて、新年懇親会を開催した。

本会では、加盟団体・賛助会員・関係団体等の交流懇親をはかる場を提供することを目的の一つとして、当懇親会を開催している。

今年は今期と次期第三十一期の正副会長全員が一堂に会するとともに、例年を大幅に上回る方々が参集された。

開宴に先立ち本会賛助会員の東映(株)より、本会推薦映画アニメ「ブツダ2」のプロモーションビデオがスクリーンに映し出され、続いて二月八日からの上映に対する協力依頼の挨拶があった。

その後、正副会長が入場され開宴。

最初に半田孝淳現会長が挨拶し、仏教界の今年の抱負、本会会長在任中の各位からの厚情に対する謝辞と、次期会長方への期待の言葉を述べられた。

次に小林正道理事長が挨拶に立ち、Inchijin日本プログラムや大蔵経テキストデータベース支援事業、救援基金等の本会事業への理解と協力を求めた。

続いて加藤精一次期会長が、微力ながら仏教界のために尽力する旨の挨拶を述べられた。

第三十期・三十一期正副会長紹介に続き、来賓の組坂繁之部落解放同盟中央執行委員長より祝辞をいただいた。組坂委員長は、平和な社会を築くための連携と協力を本会に期待すると述べられた。

北河原公敬副会長は乾杯の挨拶の中で、世界経済フォーラム(通称ダボス会議)への参加報告をし、日本の仏教に世界が期待していることを実感、今後本会より参加を続けてほしいと述べられた。

仏教懇話会員の紹介では、自由民主党政務調査会長の高市早苗衆議院議員、民主党代表の海江田万里衆議院議員、生活の党国会対策委員長の小宮山泰子衆議院議員がそれぞれ党を代表して挨拶した。

盛況の内に午後七時三十分、関崎孝事務総長の辞で散会した。

事務総局録事

十二月(十六日～三十一日)

十六日▼花キューピット協同組合訪問(日本フラワー会館)

▼第十一回東日本大震災支援検討会議開催

十七日▼D A T今林氏他来局

▼第四十二回全日本仏教徒会議和歌山・高野山大会第七回実行委員会出席(和歌山県平和会館)

▼各審議会答申書及び宗教教育推進委員会報告書提出(築地本願寺)

十八日▼東大寺訪問(東大寺事務所)

▼全日本宗教用具協同組合小堀理事長来局

▼中外日報津村氏来局

十九日▼京都マラソン事務局訪問(京都マラソン事務局)

▼N T T来局

▼プリンスホテル秋山氏来局

▼東映(株)荻野氏来局

二十日▼日鐵住金建材(株)古川氏他来局

二十四日▼加盟団体顧問弁護士連絡会講師村上興匡師と打ち合せ(大正大学)

▼Interfaith日本プログラム局内会議

▼無料法律相談室

二十五日▼(株)オリエンタルランド坂本氏訪問(オリエンタルランド本社)

▼曹洞宗宗務庁訪問

▼厚生労働省伊藤氏他来局

二十六日▼事務総局仕事納め

平成二十六年一月(一日～三十一日)

七日▼事務総局仕事始め

▼京都仏教会事務局訪問(京都 相国寺)

▼京都マラソン事務局訪問(京都マラソン事務局)

八日▼理事会打ち合せ(港区 妙定院)

▼Interfaith日本プログラム開催記者会見会場下見(代官山ヒルサイドテラス)

▼新年懇親会打ち合せ(トゥルー・カラス)

九日▼局内会議

▼無料法律相談室

十日▼日蓮宗宗務院訪問

▼東映映画「ブッダ2」完成披露試写会参加(丸の内東映)

▼NHK橋本氏来局

十四日▼表現文化社訪問(表現文化社)

▼G R A P H北川氏他来局

▼立正佼成会来局

▼A B S山中氏他来局

十五日▼加盟団体顧問弁護士連絡会及び人権問題連絡協議会会場下見(真言宗智山派宗務庁・真宗大谷派宗務所)

▼増上寺新年互礼会参加(大本山増上寺大殿・光摂殿講堂)

十六日▼第二回Interfaith日本実行委員会開催(京都 立正佼成会普門館)

▼Interfaith日本実行委員会正副主任会議開催(京都 立正佼成会普門館)

▼(一財)埼玉県佛教会平成二十六年新年懇親会出席(浦和パインズホテル)

十七日▼スリランカ仏教代表団来局

▼(一財)日本消費者協会主催シンポジウム打ち合せ(日本消費者協会)

▼第八十一回自由民主党定期党大会及び特別表彰式参加(グランドプリンスホテル新高輪)

二十日▼(公社)日本仏教保育協会新年懇親会参加(サ・プリンスパークタワー東京)

二十一日▼世界経済フォーラム年次総会出席(者見送り(関西国際空港))

二十二日▼世界経済フォーラム年次総会出席

(スイス・ダボス)(二十七日)

▼第五回財団創立六十周年記念事業準備委員会開催(明照会館)

二十三日▼局内会議

▼無料法律相談室

二十四日▼浄光会「第二十五回新年総会」(朝粥会)参加(大本山増上寺大殿・光摂殿講堂)

▼倉島麻帆氏来局

▼D A T今林氏他来局

▼N T T来局

二十七日▼劇団わらび座今村氏来局

二十八日▼第六回理事会開催(明照会館)

▼全日本仏教会平成二十六年新年懇親会開催(サ・プリンスパークタワー東京)

二十九日▼Interfaith日本プログラム開催記者会見(代官山ヒルサイドテラス)

▼あちは吉伸前衆議院議員来局

▼愛媛県仏教会高木氏他来局

三十日▼人権問題連絡協議会講師打ち合せ(一財)交詢社)

▼局内会議

三十一日▼(公財)国際仏教興隆協会第五回理事会出席(増上寺会館)

▼真言宗豊山派増澤総務部長来局

▼自由民主党中根一幸衆議院議員及び党本部岩松広樹氏来局

(明照会館)

▼第四回広報委員会開催(ホテルアンテルーム京都)

六日▼天台宗一隅を照らす運動総本部長横山照泰氏他来局

▼Interfaith日本プログラム打ち合せ(花園会館)

▼Interfaith日本プログラムマスコミ説明会(京都宗教記者クラブ)

七日▼(一財)日本消費者協会主催シンポジウム「消費者の考える葬儀と埋葬のかたち」講演(T K P渋谷カンファレンスセンター)

九日▼民主党二〇一四年度定期大会参加(郡山ホテルハマツ)

十日▼G R A P H若狭氏他来局

▼野村證券塚寄氏来局

▼妙定院訪問

十二日▼浄土真宗本願寺派「新門様感謝のつどい」参加(築地本願寺、ザ・プリンスパークタワー東京)

▼局内会議

十三日▼(公社)全日本仏教婦人連盟主催平成二十六年修正会参加(大本山増上寺大殿・東京プリンスホテル)

▼無料法律相談室

十四日▼Interfaith日本プログラム開催(夕食交流会・花園会館)

十五日▼Interfaith日本プログラム開催(特別交流イベント・ホテルアンテールム京都)

二月(一日～十五日)

一日▼(一財)日本消費者協会主催シンポジウム打ち合せ(日本消費者協会)

三日▼N T T来局

四日▼平成二十五年加盟団体顧問弁護士連絡会開催(真言宗智山派宗務庁)

五日▼京都マラソン事務局訪問(京都マラソン事務局)

▼本会理事長・浄土宗豊岡宗務総長面談

無料法律相談室

長谷川正浩弁護士による無料法律相談を毎月第二、第四木曜日の午後開催しております。本会事務局03(3437)9275へ事前予約の上おいで下さい。



花まつりポスター 好評頒布中!

2014年春の花まつりポスター、好評頒布中です!

昨年の販売実績 No1 の「白象と仏旗」を初め、初の試みである、サイズ半分のミニポスターも、もちろんご用意しております。皆様の花まつりに是非ご活用ください!

※下記はデザインのみで、実物は下部に余白がございます
※ミニサイズは横幅が半分のパスターを指します
※サイズ・費用・申込方法等は本会 HP をご覧ください
※2012年以前のポスターは頒布終了いたしました



昨年の販売実績 No1



白象と仏旗

サイズ感 No1



白象と仏旗 (短冊 Ver)

色の美しさ No1



仏像

わかりやすさ No1



お稚児



購入者の声

- これまでないデザイン
- 可愛いデザインが大変好評
- 仏教的な感覚と子どもにも分かる



購入者の声

- 手軽なサイズで貼りやすい
- 少ないスペースに最適
- 値段が安く、たくさん買える



購入者の声

- 明るさと美しさが魅力
- お寺行事とわかりやすい
- どの宗派でも使える



購入者の声

- 稚児行列の告知に買った
- 人間の顔は目を引く
- 稚児の見本にもなった

沢山のお申込を頂戴し、誠に有難うございます!

お申込はお早目に。

ポスター申込は右記 QR コード
又は「全日仏」で検索

※お申込の場合は、必ず本会 HP にて詳細をご確認ください。



枚数限定の花まつり絵はがきも
無料配布中!



◎本件に関するお問い合わせ

(公財)全日本仏教会 広報文化部

TEL:03(3437)9275 FAX:03(3437)3260

e-mail: kouho@jbf.ne.jp